

入札制度の見直しについて

\	現制度〔平成21年度〕 (表示金額は設計金額)	新制度〔平成22年度～〕 (表示金額は設計金額)
一般競争入札	<u>1億円以上</u>	<u>3億円以上</u>
条件付き一般競争入札	建設工事(土木、建築、舗装、管《水道含む》に分ける)のみ <u>3千万円以上1億円未満</u>	建設工事(土木、建築、舗装、管《水道含む》に分ける)のみ <u>5千万円以上3億円未満</u>
簡易公募型指名競争入札	建設工事(土木、建築、舗装、管《水道含む》に分ける)のみ 130万円以上 <u>3千万円未満</u>	建設工事(土木、建築、舗装、管《水道含む》に分ける)のみ 130万円以上 <u>5千万円未満</u>
指名競争入札	上記を除く、測量、委託業務、物品については、財務規則に定められた随意契約ができる限度額以上1億円未満	同 左
随意契約	財務規則に定められた随意契約ができる限度額未満	同 左

※ 特殊な工事等で対象業者が著しく少数の場合等は、指名競争入札による。